

藤原通憲と琵琶

藤原通憲の音楽研究に向けて

神田邦彦

一、はじめに 藤原通憲と音楽

信西、すなわち藤原通憲については、「院の近臣」としての評価が定着しており、保元年間における「新制七箇条」の發布や内宴、相撲節会の再興などがその事績として指摘されていて、為政者としての活躍が顕著である⁽¹⁾。しかし、その博覧強記も知られていて、次のような指摘もある。

本来、信西は、「諸道を兼学して諸事にくからず。九流を渡りて百家に至る。当世無双の厚才博覧也」とか「達諸道才人也、通九流八家」などと評されていることからすれば、学者として認められるべき人物であり、政治の世界とは縁遠い存在であった印象が強い。事実、『本朝世紀』『法曹類林』『本朝事始』『大悲山縁起』『日本紀抄』などの著作を残している。また『本朝無題詩』に一六首、『本

朝文集』には三首の漢詩を入集しており、孫である仁和寺僧海恵が信西の願文を始めとする遺文を抄出分類した秀句集『筆海要津』を見てもその詩文の才が窺われる。さらに管弦⁽²⁾の道にも秀で、易筮・天文にも通じていた事も知られるのである⁽³⁾。

右は関口力氏の言葉であるが、著書多数、詩文、管絃、易筮、天文と諸道に通じた学者であったというから、その多才ぶりからすると、「院の近臣信西」というのはその一側面であったに過ぎないといふことになる。

ところで、氏は「九流を渡りて百家に至る」、「通九流八家」という通憲に対する後世の評価を引いておられる。いずれも彼の広学ぶりを述べたものと解され、前者は『平治物語』、後者は『尊卑分脈』が典拠であるが、琵琶の歴史物語といわれる『文机談』にも、これに近似する表現を見ることができぬ。

又通憲の少納言と申は、季綱ときこえし博士のすゑなれ

とも、たゞの人になりて日向守とそ申ける、当道にかぎらず八家にくらからず、保元のころより天下を執行せられしかとも、平治にあとなくなり給にき、信西入道これ也、このみちの事もふかくさをいたして、口伝文書おほくそむちありけれども、あねかこうちのいゑにてみなやけ侍にけり、さてこそ妓女の舞なども申をこなはれけれ、⁽⁴⁾

傍線部「当道にかぎらず」の「当道」が「琵琶道」であることは、言を俟たない。同書が「琵琶の伝来相承の物語を一夜語り明かすという、大鏡を模した文学的構成をもつ」⁽⁵⁾ことからすれば了解される。問題はその直後の「八家にくらからず」部分であるが、『校注文机談』頭注は「百家(多くの学説)のあて字か。『諸道を兼学して諸事に暗からず、九流を渡つて百家に至る』(平治物語)」と、『平治物語』の類似箇所を挙げ、「百家」の「あて字か」とする。⁽⁶⁾「百家」は、もろもろの思想家、学派を指し、⁽⁷⁾「九流」は秦時代の九学派である儒家、道家、陰陽家、法家、名家、墨家、縦横家、雑家、農家を指す⁽⁸⁾というから、あらゆる道に通じたさまをいった喩えであろう。したがって、ここは「琵琶道にかぎらず、あらゆる道に通じていた」となるのが、「当道にかぎらず」といつているから、琵琶道に通暁していたことがここでは共通認識であったとわかる。音楽の世界においては琵琶に巧みな人として知られていたと

覚しいがしかし、現代においてはどうか。

通憲の伝としては、まず『大日本史』列伝のそれがある。しかし、それは「又歌舞を好み、嘗て曲中の佳なるものを撰び、妓・磯禪師に教へて之を舞わしむ。白拍子此に始まる。徒然草」(原漢文)⁽⁹⁾と、音楽に関わる事績は『徒然草』一二五段の所謂白拍子起源譚しか記さない。

研究論文においては、わずかに岩橋小弥太の言及を見るくらいであろうか。しかしそれも通憲の生涯を通観する中で発言にとどまる。⁽¹⁰⁾

要するに、通憲伝においては音楽が重要視されてこなかった。そればかりか、近年の事典類においては、通憲の項目に音楽の文字が見当たらない。

通憲と音楽について考究の必要を説くには、通憲伝の再検討がある。一昨年、二松学舎大学COEプログラムの研究報告書として『藤原通憲資料集』が公開された。筆者はその卒伝の作成に関わり「楽書・音楽記事」の項目を担当したが、⁽¹¹⁾これまで言及されなかった通憲の資料を指摘することができた。通憲伝においては音楽が重要視されてこなかったわけであるが、『通憲資料集』に挙げられた通憲卒伝資料四十二項目のうち、「楽書・音楽記事」は十四項目に及ぶ。彼の音楽分野での活躍が想像されるが、そうならば、これまでの彼の伝記は改められなければならないと推察する。

また、通憲伝には史実と伝承の境界が分明でない部分がある。同資料集は冒頭「藤原通憲とは『大日本史』より」に、

藤原通憲については、列伝の記載が『平治物語』や『今鏡』、その他、歴史評論に拠るところが多く、しかも『通憲入道蔵書目録』も彼のものであることを否定されるに到った現在、その事績の史実か伝承かを厳密に分けてみるべき時期が来たように推察する。本資料集はそのための言わば叩き台である。⁽¹²⁾

と編纂の目的が述べられているように、これまでの通憲伝については軍記や歴史物語の記述によるところが大きく、その伝記もおのずとその記述に副ったものとなっていたのを改めるべく編集が進められた。音楽に関して例を挙げれば、先述の白拍子起源譚がある。同起源譚については、通憲がこれを始めたという記録は見当たらず、これまで多くの検討がなされているが、意見は分かれている。⁽¹³⁾しかし、先述の『大日本史』がこれを通憲の事績としたのをはじめ、近年の事典においても、これを無批判に記述するものがある。また、唐代の樂舞を描いた絵巻に「古楽図」があるが、こちらは日本古典全集に「信西古楽図」の書名で影印が収録され、通憲作として引用される場合がある。⁽¹⁴⁾しかし、本絵巻に内題はなく、末尾に「少納言入道信西本」による追加があるからか、「信西古楽図」

等の外題を有する写本があり、古典全集本においてもそれが採用されたというのが事情である。同絵巻に信西が関わっているか否かは、検討しなければわからない。また、別稿に述べたが、⁽¹⁵⁾彼には保元の内宴復興で妓女の舞を行わせたとする伝承もある。同内宴では尺八を再興したともいう。通憲をめぐる音楽伝承には課題が山積しているといえるが、そういった伝承が生じるについては、彼に音楽との関わりがあつたらだと推察する。通憲と音楽とはどう関わっていたのか。これら課題解決のためには、通憲の音楽についても考究しなければならぬ。

そこで筆者は『藤原通憲資料集』編集ののち、「楽書に見る藤原通憲（信西）」と題する発表を行ったが、⁽¹⁶⁾それは謂わば助走路のようなものであつた。その助走路をもとに「藤原通憲の音楽」全容の追及を構想している。本稿はその第一歩である。

二、藤原通憲と音楽資料

通憲と音楽に関わる資料については、すでに『藤原通憲資料集』中に収載しているが、それを基に表に示すと次のようになる。

(表 1)

資料名	内 容
台記	<p>康治二年(二四) 八月一日条 藤原頼長の頼みで笙を吹く。 天養二年(二四) 六月二四日条 常設の法会に舞樂を奏す。 久安三年(二四) 九月一四日条 天王寺御幸に琵琶を弾く。</p>
卷子本敵島文書	<p>五七「藤原成範等連署状」 敵島の妓女の舞を好む。 五八「同右連署状追而書」 通憲、今様を作る。 五九「同右連署状追而書」 通憲の今様一首。</p>
願文集	<p>通憲、鞆鼓を奏す。</p>
今鏡	<p>「すべらぎの下第三をとめのすがた」 樂を好み、妓女を育成す。</p>
梁塵秘抄口伝集	<p>卷第十 通憲の許に乞前祇候。</p>
胡琴教録	<p>卷上「教学琵琶」 曲伝授に関する通憲の言談。 卷上「取撥」 琵琶の撥の持ち方に関する通憲の言談。 卷上「撥音」① 撥音に関する通憲の言談。 卷上「撥音」② 「しつめ比巴」に関する通憲の言談。 卷上「楽曲」 通憲、妓女の舞を行なう。 卷上「搔合」 黄鐘調搔合に関する通憲の言談。 卷上「手」① 有安、楊真操を通憲から習う。 卷上「手」② 通憲宅の管絃会での楊真操逸話。 卷上「手」③ 啄木の撥の指し方。通憲、孝博の説に同じ。 卷下「雑口伝」 通憲は曲の大意を心得て琵琶を弾く。</p>

鳳笙師伝相承	<p>豊原時秀より笙を習う。 卷下「琵琶宝物」 玄上に関する通憲の言談。</p>
愚管抄	<p>卷第五 内宴を行い、妓女の舞をす。</p>
新夜鶴抄	<p>通憲は文書を読むだけで物の奥底を探る人(藤原孝道談)。</p>
教訓抄	<p>卷二「団乱旋」 通憲宅の極楽会で団乱旋の秘事を尽くす。 卷二「万秋楽」 通憲、妓女に授ける舞の説を考案す。 卷四「河南浦」 通憲の言談。祝敵は樂の始め終りに奏す。 卷九「琵琶」 琵琶に関する通憲の言談。</p>
古今著聞集	<p>卷九「四鼓」 通憲、四鼓は東大寺宝庫にありという。 卷九「祝敵」 祝敵の形状と奏法に関する通憲の言談。</p>
百練抄	<p>文学篇二二八話 通憲宅にて有安朗詠す。 管絃歌舞篇二八二話 四天王寺御幸に琵琶を弾く。 保元四年(二五) 正月二二日条 通憲、勅により妓女を育成す。</p>
続教訓抄	<p>卷四「団乱旋」 通憲宅の極楽会で団乱旋の秘事を尽くす。 卷七 通憲、保元四年の内宴に妓女の舞を行なう。</p>
愚聞記	<p>卷一「団乱旋」 通憲宅の極楽会で団乱旋の秘事を尽くす。 通憲談。渭橋は為堯の琵琶。</p>
文机談	<p>卷三 通憲は孝博の弟子。妓女の舞など行なう。 卷三 通憲、孝博の流を極める。弟子に博玄あり。</p>
説経才学抄	<p>通憲談。渭橋は為堯の琵琶。</p>

<p>曼殊院所藏佚名 樂書 第十八雜口伝</p>	<p>通憲談。伶人で左衛門尉從五位下に至ったのは大石吉茂等。 通憲談。雅樂寮と左右近衛の樂人について。 通憲談。熊野詣の途上、戸部清延、誤って秋風樂を吹く。 通憲談。上古以来、文士・管絃者は必ず不運。 通憲談。上代の節会に歌舞を奏する時について。 通憲談。藤原博定不参のところ、堀河帝車を迎えに遣る。 通憲談。本朝における樂の衰退について。 通憲談。漢朝の梨園について。</p>
<p>徒然草 一二五段</p>	<p>多久資談。白拍子は通憲が磯の禪師に舞させたことに始まる。 六波羅別当理慶より箏を習う。息成範は弟子。</p>
<p>箏相承系図</p>	<p>藤原孝博より琵琶を習う。弟子は源博玄。</p>
<p>琵琶血脈</p>	<p>信西本により舞の絵を加える(識語)。</p>
<p>〔古楽図〕</p>	<p>卷二ノ上「河南浦」信西言談、祝敵は樂の始め終りに奏す。</p>
<p>體源鈔</p>	<p>卷二「万秋樂」通憲、妓女に授ける舞の説を考案す。 卷三ノ上「团乱旋」通憲宅の極樂会で团乱旋の秘事を尽くす。 卷六「四鼓」通憲、四鼓は東大寺宝庫にありという。 卷九「祝敵」敵の形状と奏法に関する信西の言談。 卷八「筥」通憲談。筥は東大寺宝庫にあり。勅使の時見る。 卷八「猿笛」通憲談。猿笛の詠について。 卷十「神樂」通憲談。鳥羽院の葦の譜は「御園」より折る。</p>

<p>樂家録</p>	<p>卷十「神樂」氣比社神樂の人長の柳に鏡を模した輪を付く。 卷十ノ下 舍利講の樂について通憲を遣わして協議せしむ。 卷十一ノ下 通憲談。伶人で左衛門尉從五位下に至ったのは大石吉茂等。 卷十三 筥は豊原時秀より習う。弟子に藤原成景あり。</p>
<p>天王寺旧記</p>	<p>久安三年(二四七) 九月一四日条 天王寺御幸に琵琶を弾く。</p>

こうして見ると、通憲に関わる音楽資料は古記録をはじめ、文書、歴史物語、樂書、歴史書、隨筆……と多岐に亘る。煩雜を避け、便宜上これらを分類してみると、

- (一) 琵琶に関するもの
- (二) 箏に関するもの
- (三) 笙に関するもの
- (四) 舞と今様に関するもの
- (五) 種々の樂器、音楽の故実に関するもの
- (六) その他

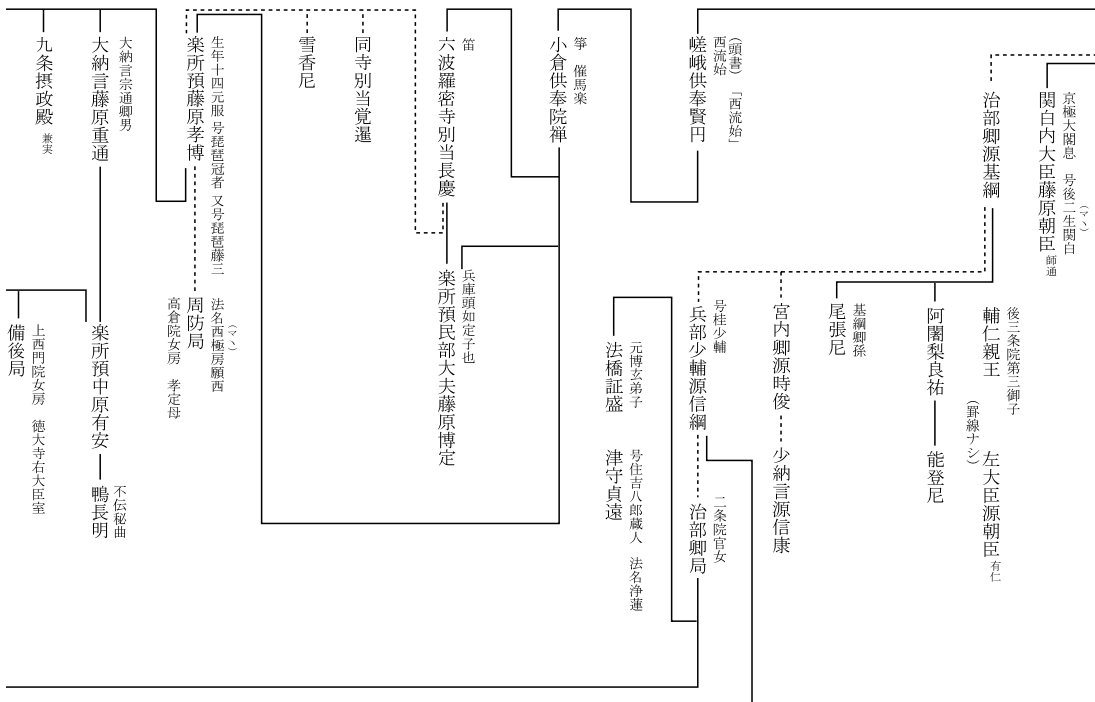
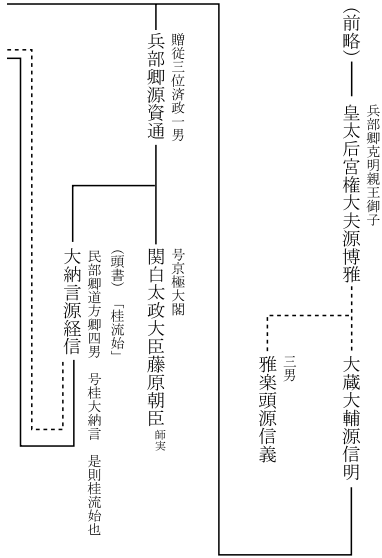
の六類になるだろうか。通憲の音楽の実態を探るためには、この分類にしたがって各記事に検討を加えていくことが適當かと考えるが、紙数の関係上、本稿においては、藤原通憲の音楽研究への階梯として、もっとも記事の多い琵琶について考察を加える。

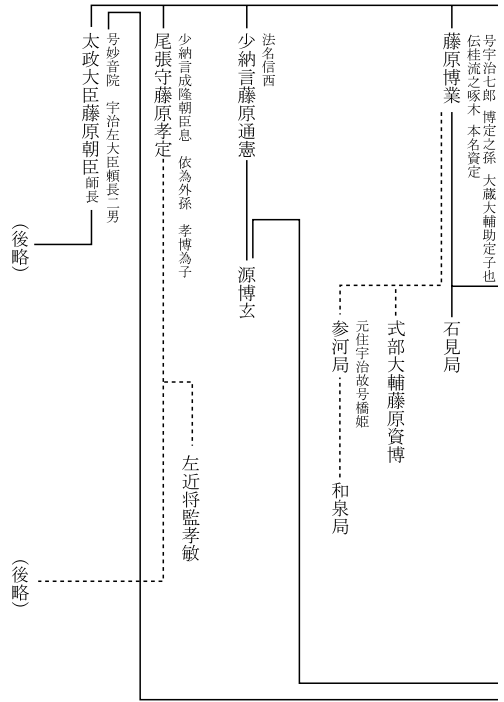
三、藤原通憲と琵琶 師弟関係から

通憲が琵琶の奏者であったことは、前掲表『台記』久安三年（一一四七）九月一四日条の四天王寺御幸での琵琶弹奏からあきらかである。同記事については後述するが、では通憲の琵琶とはどういうものであったのか、師弟関係から見ていく。

室町中期成立とされる伏見宮本『琵琶血脈』によれば、楽所預藤原孝博の弟子に「少納言藤原通憲」と見え、その弟子に「源博玄」の名がある（左図参照）。

系図 伏見宮本『琵琶血脈』⁽¹⁷⁾





通憲が孝博の弟子であったというのは、『胡琴教録』巻上「手」にも、

答云、わか三人のしにあひてこれをならつ、少納言入道、
 四条殿顕仲卿女、この兩人ともに孝博が弟子にて、一切さ
 をひなし、⁽¹⁸⁾

と見える。同書は中原有安の言談を弟子が筆録したものとされ、ここにいう「わが」は有安と推察される。⁽¹⁹⁾ また、「これ」とは秘曲《啄木》のことで、有安は通憲からこれを習ったと解される。

また、『文机談』にも、

一、この孝博のよりうはなを侍り。大納言重通卿・少納

言通憲・宇治七郎博業、この人くとぞ申める。⁽²⁰⁾

一、通憲の少納言入道、これも孝博が流をぞきわめ給ける。(中略) 博玄はこの弟子にて侍けるが、後に治部卿のつぼねにならひける也。⁽²¹⁾

と記される。上記三書に共通しているのは、師が孝博であるという点であり、弟子については、『文机談』『琵琶血脈』が博玄、『胡琴教録』が有安とする。そこで、まず師弟関係について検討してみる。

藤原孝博について

孝博については磯水絵氏の「楽人誌」があり、それによれば生年は延久二年(一〇七〇)、または同四年(一〇七二)かと推測され、仁平四年(一一五四)二月十四日、⁽²²⁾ 齢八十三または八十五で没したというから、通憲出生時にはすでに三十歳を過ぎており、没時通憲は四十九歳であった。したがって、通憲が孝博に師事したとすれば、比較的若い時期から習っていた可能性があるが、琵琶の演奏記録は久安三年(一一四七)九月十四日(通憲四十二歳、詳しくは後述)まで待たねばならないから、琵琶習学の履歴については他方面からの検討が必要である。

孝博は、嵯峨供奉賢円に始まる西流と帥大納言経信に始まる桂流とがあった琵琶の血脈の⁽²³⁾ 西流師範であり、弟子には通憲

ほか、藤原重通、九条兼実、藤原博業、同孝定、同師長らがいる（『琵琶血脈』）。これによれば通憲の琵琶は西流の流れを汲むものということになる。『文机談』は通憲を「孝博が流をぞきわめ給ける」と評し、『胡琴教録』前掲部分にも「わか三人のしにあひてこれをならう、少納言入道、四条殿頼仲卿女、この兩人ともに孝博が弟子にて、一切さをひなし」と、通憲の『啄木』の弾き方は師孝博に寸分違わぬものであったと述べる。これらによれば、通憲の琵琶は師孝博の技を写瓶した部分が大きかったということになる。なお、通憲の琵琶についてはあとで考察する。

通憲の師については前掲の三書はいずれも孝博としており、異説がないわけであるが、では通憲が孝博に師事したとすればそれはどのような経緯が考えられるであろうか。孝博の家系については諸説あるが、磯氏は「孝博は六波羅蜜寺の別当を代々勤めた家の出で、別当長慶の子として生まれ、その後伊賀守孝清の養子になったとみてよいことになろう」（前掲論文）とする。孝博は六波羅蜜寺別当家に出生とのことであるが、通憲は六波羅蜜寺別当理慶に箏を習ったと伝えられており、六波羅蜜寺との関係という点で共通点が指摘できる。久安三年、鳥羽法皇の四天王寺御幸に六波羅蜜寺別当覚暹とともに秘曲《楊真操》を弾いている（後述）が、これも何かの縁だろうか。

六波羅といえは平忠盛、清盛の邸宅があったから、無論通憲とは無関係ではない。白河、鳥羽両院は幾度もこれへ方違、御幸しているから、鳥羽院の判官代であった通憲は当然これに随行したであろうし、自身平清盛とは交渉があった。院との関係から、六波羅周辺の人物との交際があったことは想定される。覚暹や孝博と関係をもつに至ったについてはそういった事情が考えられるであろう。

そうになると、通憲が孝博に琵琶を学んだのはすこしも不自然なことではなかったと推察する。六波羅周辺には孝博をはじめ、覚暹、理慶等、琵琶や箏に通じたとされる人物が指摘できるからである。また、そうなれば通憲が琵琶を学んだのは鳥羽院時代からであったということになる。では、なぜ通憲は琵琶を学んだのか、あるいはなぜ音楽を学んだのか、ということが疑問になるが、それについてはあとで検討する。

源博玄について

前掲『文机談』『琵琶血脈』に通憲の弟子と見えるが、他に通憲との関係を示す資料は管見に及ばない。生没年、家系等は未詳で、「博玄」のよみもわからない。あるいは「ひろはる」であろうか。『胡琴教録』に「博玄入道」と出ているから、出家している。前者には「妙音院太政大臣侍」とも見え、藤原師長の侍であ

ったというから、通憲と師弟関係があったとすれば、それは師長の父頼長が通憲と交渉のあったことに由来するであろうか。なお、『文机談』には、

二条院御比巴、有安、信綱などこのみよに候けり。孝定は妙音院の御でがはりとてつねに御湯殿のはざまなどに候て、四絃の曲を奏す。めうくわん博玄といひけるすき物もこの御時にうまれあひにけるとぞうけ給ける。⁽²⁹⁾

とあって、二条院時代（保元三年 一一五八）〜永万元年 一一六五、通憲五十三、四歳）にめぐり合ったということであるから、通憲に師事したとすれば、彼は晩年の弟子で、しかもその関係は短期間であったということになる。『文机談』に「博玄はこの弟子にて侍けるが、後に治部卿のつぼねにならひける也」（前掲）とあって、師はのちに治部卿に変わったと伝えているのもこのことを裏付けるようであるが、『胡琴教録』は通憲と博玄の関係について触れておらず、注意される。博玄については資料があまりに少なく、これ以上の検討は難しい。

中原有安について

有安については、鴨長明の琵琶の師範であることから、長明研究の方面からつとに言及されており、相馬万里子氏が通憲との関係に触れている。氏は、「若年の有安が最も影響を受

けたのは、少納言入道信西（一一五九没）であったとみられると指摘されるが、『教録』中に引かれる通憲の談話は十二条を数え（前掲表参照）、その影響の大きさが窺われる。たとえば、次のような一条である。なお、『胡琴教録』には真名本（上巻欠）と仮名交り本とがあり、どちらが先行するかについては意見が分かれているから、以下引用に際しては真名本と仮名交り本とを併記する。

（真名本）問云、諸曲波能々手尔付_三後可善聞欵、如何。答云、然也。但、手尔付事波、必志毛不極止毛能々每其曲心得也。此楽波然々可引、此掻合波如此可引、此手波然々止可案解也。作者乃作介牟大意乎心得天可弾也。所謂少納言入道殿_波手尔付_三引給事波、左万_三波無狩志可止毛、每曲心得給垂志也。即其流尔_三予毛又殊所思惟也。⁽³²⁾

（仮名交り本）問云、もろくのきよくは、よくくにてに付て後可善聞欵、答云、然也、但手に付事はかならずしも不極とも、よくくそのきよくことに心うへき也、此楽は然々可引、此掻合は如此可引、此手は然々と可案解也、作者のつくりけん大意を心得てひくへき也、いはゆる少納言入道殿は手につ_三付てひき給事は、さまてはなかりしかとも、每曲心え給し也、即そのなかれにて、われも又ことに思惟する也。⁽³³⁾

琵琶の弾き様に関する弟子の問いに有安が答えた条で、通

憲の例を出しているが、その末尾に「即そのなかれにて、われも又ことに思惟する也」と、有安は通憲の流れを汲むものであることを明らかにしている。このような琵琶に関する通憲の言談は同書中に十二条を数え、有安は通憲より秘曲《楊真操》を伝授されたとも話しており（前掲）、通憲に師事していたと理解される。有安との関係は『古今著聞集』一二八話にも窺うことができ、有安は通憲宅で行なわれた私的な詩会で朗詠を披露している。⁽³⁴⁾ なお、「卷子本敵島文書」五七「藤原成範等連署状」に、通憲の息成範等が敵島神社を訪れ、妓女の芸能を見て、父通憲が生前これを賞翫していたことに思いを馳せ、涙を流す場面がある。成範はその感慨は紙上に尽くしがたしとして有安に伝えようとするが、彼はもう帰洛したとある。⁽³⁵⁾ はっきりしたことはわからないが、有安と通憲一家とは長い付き合いで、通憲亡き後も関係があつたことを窺わせる。ともあれ、有安とは琵琶の師弟関係だけにとどまらない交渉があつたと見える。ところが、『文机談』に通憲から有安への師資相承の事は記されない。

大納言重通卿も孝博にぞ伝給。そのながれをば飛驒守中原有安とて、楽所預にて侍し人給はりにけり。この有安、笛は戸部氏をきわめ、箏はわか尼の余流をつく。比巴三人の明師につたえてのこる事なし。その三人といふは、七郎大夫博業・桂少輔信綱・この納言の三人也。

（巻第三「按察大納言流事 有安事」⁽³⁶⁾）
同書は有安が博業（本名資定）、信綱、重通の三師に師事したとし、西流の流れを汲むものとする。『琵琶血脈』もこれに同工である。どういふことが。

『文机談』に有安の「三人の明師」とされる人物のうち、博業、重通はともに孝博の弟子であり西流に属するが、「桂少輔信綱」というのは桂大納言源経信の孫信綱その人で、桂流を継承しているから、有安の琵琶は西・桂両流に学んでいるはずである。『胡琴教録』にも、

又云、予桂少輔（桂）つきて秘曲をてんしゆのころをひ、蒙口伝及奥旨、兼又世上に所見聞有不審之時、かならずまつ参向散之。⁽³⁷⁾

と、信綱より秘曲を伝授されたことが知られ、また、

わかならひつたふるところの曲調、竭此譜者也とて給譜、うちくもりといふはすなはちこれ（桂）ふのな（桂）り、手・掻合及啄木等の秘事くてんまで、師説にまかせてしるしつく云々、わか貴重してもつところに、（後略）⁽³⁸⁾

とあつて、信綱より「うちくもり」という譜を授かっていたこともわかる。信綱との師弟関係は明かで、有安は桂・西の両流を受けている。そのうえ、大原尾張殿より秘曲伝授に預かったという逸話もあり、『胡琴教録』『十訓抄』『文机談』に同話を見ることが出来る。なお、『文机談』は伝授を許されな

かったとしていて、他二書と相違するが、この逸話については別稿に検討したからここではそちらに譲る。⁽⁴⁰⁾ 結論だけを述べれば、『教録』の有安の言談中に尾張殿の《啄木》の撥の挿し方が述べられており、有安は尾張殿の相伝を受けたと解釈するのが穏当であろうかと考える。⁽⁴¹⁾

上記の資料を総合すると、有安は西流を博業・重通から（『文机談』）、また通憲・四条殿から（『教録』）学び、桂流を信綱、尾張殿から（『教録』）学んだということになる。『教録』が記載する師については、同書が有安の言談録であることから、信用を置いてよいものかと思われるが、『文机談』についてはどうか。

『文机談』の記述によると、「大納言重通卿も孝博にぞ伝給そのながれをば飛驒守中原有安とて、樂所預にて侍し人給はりにけり」と書き出しているから、有安は孝博の流れ、つまり西流に組するものといいたいようであるが、「西流に傾く」とその記述に歪みの指摘される『文机談』であるから、その点は慎重に検討されなければならないであろう。

そこで、『胡琴教録』中の有安の言談に彼の師弟関係を追ってみる。有安は琵琶の師をどう見ていたのか。また、その中で通憲とはどのような関係であったのか。次章で検討を加えてみる。

四、藤原通憲と中原有安

1、桂流・西流について

桂流と西流については、いつごろからそう呼ばれるようになったのか明らかでないが、「桂」「西」という言い方の初見は、藤原師長の『三五要録』『仁智要録』であろうか。『胡琴教録』においては、「桂」「西」という言い方はしておらず、「経信流」「経信方」「院禅流」「院禅方」と出ており、有安に両流への意識はあったと思われる。以下に桂・西に関する言談を引いてみる。

(ア) 卷上「教学琵琶」より

院禅はあなかちにものをひせず、よてそのなかれを、帥大納言は、てしのために頗はらくろしといへり、よてそのなかれつたへならふ人、おほからさるものをや、あなかちにひするは、かくのときのとかなり、しかありとて、又とくなきものをしへちらす事あたはされ、よくくあひはからふべきことなり。⁽⁴²⁾

(ア)は、西流院禅と桂流経信とを比較した条で、経信は琵琶のことをよく秘密にしたので弟子が少なくなったとい、院禅はあながち秘密にすることはなかったが、しかし教え散らすのもよくないとする。これは桂・西流両者の、弟子に対

する態度を冷静に分析したものといえようが、「帥大納言は、
てしのために顔はらくろしといへり」という発言は桂流の立
場に立ったものではないであろうし、「とくなきものにをしへ
ちらす事あたはされ」というのも院禪のやり方を批判したも
のととれるであろうか。

(イ) 卷上「調比巴」より

又仰云、袖をはをしまくりてひくへきか、又比巴をいれ
てひくへきか、申云、孝博はまくりてひき候けり、その
ゆへは、いれてひくは、かりきぬのくゝりに、はちのし
りかゝりて、中間に失箱(譜別)いてきたるなり、信綱は、をし
まくりてひくは、うしろよりみるにすかたわろしとて、
いれてひき候也、二のせつともそのいはれなきにあら
ず候、たたしせんする所、かりきぬはけの事に候、はれ
の所作にはかならず束帯、もしはこはき衣冠をきる時、
をしまくりて候はん、さためてすかたもことやうに、又
ひきにくゝも候(44)歟、

(イ) は、有安が二条院の御前に参上し、琵琶について院の
問いに答える場面。琵琶を弾く時、衣服の袖はまくって弾く
べきか、それとも琵琶を袖の内に入れて弾くべきか。有安は
桂流信綱と西流孝博の弾き方を比較し、それぞれの説の根拠
を正して欠点を述べる。ここでも有安は、西、桂の両流を比
較しているが、そのような言談は次の条にも見える。

(ウ) 卷上「取撥」

又云、以撥おにあつるやうに、きりめをまさしくむけた
るやうにみすへき也、(中略) 又云、信綱説、うるはしく
かねにかきくたすへし、資定説、そこふるすちかへて覆
手のかたへひくへし云々、ふたつの説ともにはちめんの
中心也、

又云、おにはちをあつるはかりは、ふつうの説には、は
ちめんの中心をひくへき也、しかるにこれをあんするに、
時にしたかふへきか、風香調なむとにて、をゆるきなく
はりきはめられたる時は、そこふる左によせてひくへき
也、又返風香調なんとにて、をゆるくたらめきたる時は、
そこふる覆手のかたをひきは、こゑに神のある也、たゝ
しふるき比巴をおほくみるに、大りやくみなおなし、こ
れはちめんの中心よりも、そこふる右によせて弾之也、(45)

絃に撥を当てる時、信綱も資定(改名博業)も撥面の中心に
当てるというが、風香調の場合は左寄り(転手側)に当てる
のがよい、返風香調の場合は右寄り(覆手側)に当てるのが
よいと私案を述べる。こちらも桂流信綱と西流資定の説を比
較し、そこに私説を加えている。

こうしてみると、『教録』には桂・西の両流を比較する場面
が散見でき、それぞれの根拠を正す、またはそれぞれを批判
して、私説を述べていることがわかる。つまり、有安の立場

は桂・西のどちらにも傾くものではないということがいえる。

2、資定（博業）について

資定（博業）については、『文机談』が有安の師としているわけであるが、『教録』ではどうか。資定に関する条を挙げてみる。

又云、七郎大夫資定参二条院之時、おほせに云、比巴手、孝博かひきやうのへたり、汝手程ことのほかにやし、如何、こたへ申ていはく、故宇治禪定殿下云、急ははなはたおもしろし、急をのふへくは、このめいによりてあらためひくところ也、

又仰云、掻合しつかにして、孝博にす、これまた如何、申云、有安か掻合おひくてい也、仰云、有安はなんちかてし也、師なんそてしのひきやうをならふへきそや、申云、有安当世のものゝ上手也、よてやうそ候覽と思給候也、そのときしきりにわらはせましくて、不足言事也、⁴⁶

資定が二条院に参上した折、掻合を弾くと、師孝博の弾き方と違うのでその理由を問うと、有安の弾き方だという。二条院は、有安はお前の弟子であるうに、なぜ師が弟子の弾き方に倣うのかと尋ねると、有安は「当世のもの上手」だからだと答えたという。この条によって、資定が有安の師であるという『文机談』の記述が裏付けられることになるが、有安は資定を「言ふに足らざることなり」と談じているから、資

定に対しては批判的であったといえる。

3、重通について

『文机談』『琵琶血脈』は、有安の師の一人に藤原重通を挙げる。しかし、『胡琴教録』に重通は登場せず、師弟関係が確認できない。重通は西流琵琶の相承を受けたと記されているが、他資料によってその音楽活動を探る必要があるう。

4、四条殿について

四条殿（源顕仲卿女）については、『文机談』『琵琶血脈』に記述が見えないが、『教録』には『啄木』の伝授に預かったと記す（前掲部分）から、師弟関係はあったと思われる。しかし、『教録』に見えるのはその前掲部分のみであるから、有安が四条殿をどう見ていたかは知れない。

5、信綱について

有安と信綱については、別稿に述べた（前述）が、『文机談』も有安の桂流の師と認めており、『教録』においては諸所に信綱のことが散見される。しかし、信綱に対しては厳しい発言が見え、尊敬の対象ではなかったものと推察される。

師説曰、「基綱帥ながれは、（中略）桂少輔信綱は、基綱すゑの子なり。子息の中には員外也。伊賀前司孝清がやしなひごに成て、伊賀大夫といふなり。其時、孝博に同じ、孝清がやしなひ子に成によりて、信綱は孝博に比巴をならふ。やうやくに成長の時、父の卿、これをきよて

いはく、『比巴ひきつべかりけり。しかあるには、すぞるなるものにならふべからず。われ、おしへむ』とて、おほきよくをおしへらる。しかるに、定不及濁口伝か。件信綱、又みゝをきかざるによりて、不堪のものといふ。しかるに、太政入道殿、そのかみ孝博に比巴をつたへならはしめ給し日、孝博がながれにつたへざる所のきよくとうをでんじゆせしめんがために、かの少輔を師とす。入道殿、きはめたる上手にて、この道の宗匠におはしますの故に、桂少輔はひかりをはなつ也。⁴⁷⁾

ここは信綱の来歴が語られる場面である。彼は「みゝをきかざるによりて、不堪のもの」であったが、藤原師長は西流孝博に伝わらない曲の伝授を受けるために師事したという。また、「入道殿、きはめたる上手にて、この道の宗匠におはしますの故に、桂少輔はひかりをはなつ也」ともいい、琵琶道の巨匠師長に師事されたために信綱は時めいたともしている。つまり、信綱の名誉は琵琶の技術にあるのではなく、師長に師事されたことにあると、有安はいいたいようなのであるが、これは信綱に対する厳しい発言ととれる。信綱については、別稿で詳しく述べたからここでは詳述しないが、有安の尊敬の対象であったとはよめない。

6、大原尾張殿について

大原尾張殿は「尾張尼」とも呼ばれる高階為遠の娘で、の

ちに信綱の父基綱の養女になったという。彼女については森下要治氏が論じており、⁴⁸⁾また拙稿でも信綱、有安との関係について述べたから（前述）、詳しくはそちらに譲る。先述したように、有安は彼女に《啄木》の伝授を受けるため、大原に三箇年通っている。また、その様子は『教録』巻上「師伝相承」に紙面を大きく割いて記しているから、彼女から相承をうけることは、有安にとって重要なことであったといえる。

このように『胡琴教録』を通観すると、桂・西の両流に対しては両者を比較する場面が散見され、有安はそれに批評を加えて、また私案も述べる。したがって、有安の立場は、桂や西という流派の枠を超えたところに立つとするものであったと覚しく、彼が桂西両流に学び、多くの師についたについては、おそらく琵琶を極めようとする純粋な思いからではなかったかと推測する。だから、師であつてもそれは批判の対象になるのではないか。師事した資定（博業）に対してはこれに師事したにもかかわらず、「不足言事也」と難じて憚らない。桂流を学んだ信綱に対しても敬う態度は見えず、批判的であるといえる。

ひるがえって、通憲はどうか。通憲に批判的な発言は見当たらない。むしろ、「そのなかれにて」（前掲）と通憲の流れを汲むものといい、通憲の説に従う旨が示される。有安の師

範に対する発言を通観するに、批判の対象になっていないのは通憲、四条殿、尾張殿で、唯一「そのなかれ」を汲むといわれたのは通憲であるから、有安がもつとも支持した師は通憲であったといえる。

五、通憲の琵琶

有安にとって桂流・西流というのは、学ぶ対象ではあってもそれを忠実に継承する対象ではないと、『胡琴教録』からは読み取れる。つまり、彼の琵琶とは両流にとらわれず、独自の位置に立つとするものであったと推察される。その有安は「即そのなかれにて、われも又ことに思惟する也」(前掲)と、自ら通憲の流れを汲むものと談じている(前述)わけであるが、『文机談』は通憲を西流孝博の流れを汲むものと記す。通憲が西流の継承者であれば、「通憲の流れを汲む」と述懐した有安もまた西流の継承者であつてよいはずなのであるが、『胡琴教録』によるかぎり、有安は西流に批判的であつた。そうなると、『文机談』が通憲を西流の継承者と記すについても、疑わなければならなくなる。

通憲の琵琶については、『文机談』『胡琴教録』の二書が、孝博の琵琶を写瓶したものとし(前述)、これについては一致しているのであるが、実態がつかめない。そこで、『教録』に

みる通憲の言談を追つと、次のような記事が認められる。

又云、楊真操は、故少納言入道殿よりならひ給はるところ也、そのつひてにあひたんしてはいはく、をはりに二返引ところあり、そのうちのたひのをはりに臨説のやうあり、もともちもちる事なり、如然口聞てひくへくは、いつれのところもひくへし、しかるにこのきよくのてい、口不聞ぬ程にてをはりたるこそ、かの大常博士かつくりけむ本意とおほゆれ、輪説はひとへにいまのあん也⁽⁴⁹⁾

(口語訳) また師がいうことには、「楊真操は故少納言入道殿から習い賜つたところである。(伝授の) ついでに談じていうことには、『楊真操の(終わりに二回繰り返して弾くところがある。その繰り返し二回目の終わりに臨説のようなものがある。もっとも用いないものである。人前で口達者に弾くつもりときは、いずれのところも弾くのがよい。しかしながら、この曲の体様はそうではなく、ひっそりとしずかに弾く弾き方こそ、かの大常博士廉承武が作った本意だと思われる。輪説は、ただ単に現代になって作られたものである』と」と。

通憲が《楊真操》の弾き様について、「をはりに二返引ところあり、そのうちのたひのをはりに臨説のやうあり、もともちもちる事なり」と具体的に述べた部分である。「そのうちのたひのをはり」は「その後の度の終わり」と解され、口語訳

すれば、『楊真操』の曲の終わりに二回繰り返し返すところがある。その繰り返し二度目の後に臨説のようなものがある。もつともこれは用いないことである」となるだろうか。

そこで、藤原師長の『三五要録』巻第二の風香調から「大常博士楊真操」を引くと(下段の図版参照)、譜の末尾に「二反」とあり、次いで「有二説」と記して、二字下げで「一説西」と「一説覚遣」の二説の譜を掲げる。

このことから、「をはりに二返引ところあり、そのうちのたひのをはりに臨説のやうあり」というのは、やはり『楊真操』の曲の終わりに二回繰り返し返すところがある。その繰り返し二度目の後に臨説のようなものがある。」と解される。また、「臨説のやう」とは、「有二説」と記して二字下げで「一説西」と「一説^{覚遣}」とある二説と思われる。」「一説西」とは、すなわち西流の説であり、また「一説^{覚遣}」とは覚遣の説であるから、「臨説のやう」を弾くのは西流と覚遣流であったとわかる。通憲はこの「臨説のやう」を「もともちぬさる事なり」「輪説はひとへにいまのあん也」と談じているから、通憲の立場は明かで、西流、覚遣流とは異なるものであったと理解される。

『文机談』『胡琴教録』は、通憲の琵琶を西流孝博のそれを写瓶したものと記すが、『三五要録』にいう「西流」と通憲の説とは相違している。それは、『文机談』『教録』の記述に誤



伏見宮本『三五要録』巻二 大常博士楊真操(宮内庁書陵部所蔵)

りがあるのか、あるいは『三五要録』の「西流」が孝博のそれではないといつことになるのか。

しかし、そうなると『三五要録』中の「西流」について、『文机談』や『胡琴教録』等の記述と照らし合わせ、総点検する必要が出てくる。孝博流とは何か、あるいは西流とは何かということになるが、その問いに答える研究はまだない。今後の課題であろう。ただし、私案を述べれば、有安が桂・西両流の説を斟酌しているように、師通憲もまた西流の説に私案を加えていたのではないかと推察する。『胡琴教録』には前掲部分に続けて、次のような逸話が語られる。

又云、少納言入道殿にて管絃会あり、物音絶妙にて満座入興、時にあるしのすゝめによりて、或人楊真操をひく、盛涙おさへがたし、おは覧とする時、山城前司親平二反あるへきよしもよをさる、こゝにあるしはいはく、いかてかさる事あるへきそや、わかかならん時はさもあらはあれ、いきて侍らんかきりは、かゝる事なきかせ給そといへり、よて一反にてとゝめにけり。⁽⁵¹⁾

親平が《楊真操》終わりの繰り返しを二回と催促したのを、通憲は一回に止めて「わたしが生きているかぎりはこのよなことを聞かせるでない」といったといつから、『楊真操』についてはとくに深い考えがあつたかと思われる。

また、

又云、給事^(通憲)禅門談云、ふにむかはすして、きよくをゝしふるは、すなはちしのこゝろにいらざるなりといへり、われに年のころ、ある人にあひあふて、蘇合四帖をつたへつく、禅門このよしをきゝて、とひていはく、うけならはん時、ふをひらくやいなや、こたへていはく、ふにむかはすして、そらにこれをつたふ、禅門云、しからはきくにおよはす、
(巻上「教学比巴」)⁽⁵²⁾

(猪熊本) 真名本 師説云、少納言入道示云、以比巴^平行^尔波、以右手^三撥面乎差^志越^三取^之。伏手、肘^尔隠^三無^怖。以左手^三頸^乃繼目^与利^下乎取^三左手^尔乎懸^三、以左手^三為^先志^三別行^気波、凡無破損^之思。頸^{の上}乎取^人毛有^礼止、種々^尔有^難。先柱落、頸由留久、旁不用説也。⁽⁵³⁾

(伏見宮本) 仮名交り本 師説云、少納言入道しめしていはく、比巴をもちてありかんには、右のてをもてはちめんをさしこして、これをとる、覆手肘にかくしてをそりなし、左のてをもてさきとして別行けは、おほよそやふる思なし、くひの上をとる人もあれと、やうくになんあり、まつ柱をち頸ゆるく、かたくもちいさる説也、
(巻下「堤琵琶」)⁽⁵⁴⁾

とある部分からも、通憲が独自の説を教示していたことが窺える。通憲は西流孝博に学んだが、『教録』の記述からははたしてそれに忠実であつたかどうか疑問が生じる。弟子有安

は「即そのなかれにて、われも又ことに思惟する也」(前掲)といつたが、「思惟する」というのは師説に私案を加えることにほかならない。有安がそうであつたように、通憲もまた西流に学んだが、独自の琵琶を確立していたのではないか。

孝博ののち、西流の当主となつた藤原孝道は、著書『新夜鶴抄』に通憲の印象を次のように記している。

孝博は、わかしりたるほどの物をも、譜にはかきながら、人にをしへぬ事、あまたありけり、すなはち、わかさいあいのむま子、故尾張守にも、又宇治七郎にも、さやにありけるにや、それ、こ妙音院入道殿、譜にかしこくおはしまして、御まへに孝博をくかせおはしまして、譜にてあそはしけるをきつて、こはいかに、さる物候、おいほれ候て、わすれ候にけりとて、みなをしへまいらせてけり、それをこそは、のちまで、御のたてにはせさせおはしましゝか、樂にとりても、皇帝なども、ほかよりいきてきたる自筆の箏譜には、かきたんめれとも、比巴譜にはなくて、子孫にも、弟子にもをしへず、手撥合には、返風香調の撥合、譜には六あれとも、一番にかきたると、小撥合と、二句七柱よりある、これ三のほかは、むまこをはしめとして、七郎にも、そのほかの弟子ともにしへさりけり、少納言入道通憲そ、文書にたゝさはりて、ものゝそこをあなくる人なれば、いかゝありけむ、そのな

らはれたる譜には、ゆゝしくこまかなることゝもあるにや、と見ゆることゝもあり、手も、同調に、丘泉二手、番匠宗三手、上原石上流泉、これら又おなし、人にをしへさりけり、これによりて、父のしらさりける物なれば、これにはひさうして、これらか口伝をは、せうくひかへたるなり、このほかの手撥合にも、せうく事ともあれとも、こまかには、むやくにて申さず、物は、あまりにそこをあなくれば、かへりてあさくなる也、別口伝にて申つ(55)

「文書にたゝさはりて、ものゝそこをあなくる人」(文書に触れただけで、その深遠を探る人)というのが孝道の通憲像である。しかし、「みだりに奥を探れば、かえつて浅くなる」と弟子に教訓しているから、通憲のやり方には批判的なのだろう。「探る」というところは、すなわち有安の「思惟する」ことに通じる。それは師に学びつつも自ら考え行動して、独自の立場に立つとするものであつたからであろう。

六、おわりに 今後の藤原通憲音楽研究に向けて

師弟関係を中心に通憲の琵琶を見てきたが、彼の琵琶の腕前はどつであつたろうか。先述した通憲の琵琶弹奏記事は、『台記』他に見える久安三年(一一四七)九月十四日の、鳥羽

法皇四天王寺御幸に窺つことができる。

十四日乙亥、晴、巳刻参上、依レ召候御前、召レ法師於御前庭、賜小袖、未刻下宿所、先レ之法皇使右衛門尉公俊賜松茸、予帰参、(今度、依レ仰着無欄之直衣、蒲色裏濃、)幸聖靈院、令レ説絵、奉見太子影、及レ暗幸念仏所、行法了、勅群臣泰管絃、勅曰、笛資賢朝臣、笙内大臣、篳篥俊盛朝臣歟、但称レ不勅不吹レ之、琵琶信西(通憲法名)、箏覚暹(六波羅別当、依三爪折改弾琵琶、候簀子)、笛資賢朝臣、(其实、法皇親吹、但資賢時々吹、)法皇曰、為沙門吹笛、可レ招レ嘲、即居隱障子吹レ之、予猶近候、聞御笛音者、上下莫不歎美、御出家後、今夜初吹云々、先双調、鳥破急、賀殿急、安名尊、妹与我、(此外、催馬楽、依レ不覚不記レ之、)平調、万歳楽、三台破急、五常楽破急、扶南、郎君子、廻忽、泔洲、倍臚、伊勢海、更衣、我門、浅水、鶯鳧鳥、(此外、催馬楽、依レ不覚不記レ之、)盤涉調、秋風楽(初一状、後一二状)、鳥向楽、万歳楽、(一状)蘇合、(三五状急)、採桑老、蘇莫者破、青海波、竹林楽、伯柱、千秋楽、朗詠、今様、風俗、各数反(資賢)、読経二度、(俊盛、人々 歎美、伝外祖敦兼朝臣之風、)興酣、覚暹、信西、彈楊仁操、今夜、余多失、久不吹笙之故也、終身之遺恨、何事如之、予

密願曰、今夜無天覚楽者、入念仏之衆、而多失、仍不レ入レ之、鐘動還御、予帰廬、召レ公方於臥内、今夜朗詠之間、法皇、及予、信西、助音、此内、一度法皇発音、(自余、皆資賢発音、)法皇謂、資賢朝臣催馬楽之長者也、雖有⁽⁵⁶⁾二宗能卿、廢忘年久、資賢朝臣早亡、此道長絶焉、

(旧字・異体字は現行の字体に改めた。返点は引用書のまま。○内は小字双行。)

この日、法皇は聖靈院に向かい、絵解きをさせており、夜は念仏堂で管絃に興じ、通憲は琵琶を弾いた。この『台記』の記事は『古今著聞集』管絃歌舞篇二八二話に引かれており、こちらは日付を九月十三日とするが、これをほぼ訓読した形になつて⁽⁵⁷⁾いる。また、この時の様子は左記の『天王寺旧記』にも記されている。

法皇参詣聖靈院給。次幸絵堂令説障子伝。事訖還御行在所。頃之勅召僧徒多衆令有恩給。(御小袖各一襲)及日夕時法皇出御西門外念仏所給。有御誦経等。事訖公卿并覚暹法印、信西入道、奏楽及数十曲。興酣及晨鐘還御行在所⁽⁵⁸⁾。

三書はいずれも通憲が琵琶を弾じたことに言及しており、『台記』『著聞集』は覚暹とともに「楊真操」(楊仁操)の弹奏に及んだとしている。『楊真操』は琵琶の三曲とも四曲ともいわれる秘曲の一つで、『文机談』に、

おほよそ三秘といふは三の曲也。太常は人によせたる名、石上は所にふれたる名、鳴飛はをのれに隨名也。⁽⁵⁹⁾

とある。「秘曲」というからには、それが技巧的である、あるいは難曲であるなどと想像させるのであるが、伝承の絶えた今日ではわからない。ただし、秘曲が弾けたということには師に認められ、秘曲伝授に預かったということであるから、それ相応の技術は持っていたとみて誤らないであろう。

ところで、秘曲は秘され、公けにされることは少なかったかと思われるのであるが、そのことは『胡琴教録』にも、

予問云、もし貴所にして啄木おひく時、御まへの諸人をいたすへきが、師説答云、もともしかるへき也、皇帝・団乱旋は干返をきくといふとも、きゝとるきあるへからず、しかれとも、彼曲をふく時、かならず管絃者をいたさる、いはんや啄木にをいては、そのしたいをみるにこしつをしる、よて啄木をはみるといふ也、もし比巴ひかんのもの、そのふをえて、かのこしつをみれば、のこるところあるへからさるか、もともこれをひすへし。⁽⁶⁰⁾

と見えて、秘曲を奏する時は人払いをするのが常であったと見られる。ところが、この四天王寺御幸では秘曲《楊真操》が弾かれており、『著聞集』管絃歌舞篇に取られたのもこれが稀有のことであったからではないかと推測する。そこで、この御幸での曲目と演奏者とを整理してみると、次のようになる。

(表2)

曲目	
双調	鳥破、同急、賀殿急、安名尊、妹与我
平調	万歳楽、慶雲楽、三台破、同急、五常楽、五常樂急、扶南、老君子、廻忽、甘州、倍臚、伊勢海、我門、更衣、浅水、鶯鳧鳥
盤涉調	秋風樂一帖、同二三帖、鳥向樂、万秋樂一帖、蘇台三・五帖急、採桑老、蘇莫者破、青海波、竹林樂二・三帖、白柱、千秋樂
演奏者	
笛	鳥羽法皇 (一一〇三〜五六) 白河法皇没後、院政を敷き、崇徳、近衛、後白河の三代にわたり朝政を主導した。笛を嗜み、この御幸では出家後初めて吹いたとある。
笛	源資賢 (一一一三〜八八) 鳥羽・後白河の二院に仕える。郭曲の名手。催馬楽、今様、笛、和琴等に堪能であったとされる。この御幸では鳥羽院が催馬楽の長者と評した。
笙	藤原頼長 (一一二〇〜五六) 公卿。関白忠実次男。通憲とは親交があり、鳥羽院の信任を得ていたが、のちに失脚。保元の乱に倒れる。音楽では笙を学んでいる。
箏	藤原俊盛 (一一二〇〜?) 院の近臣。鳥羽・後白河の二院に仕える。この四天王寺御幸では箏の所作を命じられているが、不堪の由を申し立て吹かなかったという。箏に通じていたとの記録は管見に及ばない。
琵琶	藤原通憲 (一一〇六〜五九) 院の近臣。
箏	覚蓮 伝未詳。琵琶・箏の相承系譜に六波羅蜜寺別当とあり、通憲が同別当理慶に箏を学んだとされ、その縁か。

曲目については、『台記』に「此外催馬楽依不覚不記之」とあるから、このほかにもなお演奏されたい。演奏者については、右に若干の説明を加えたが、参加者がいずれも鳥羽院に近しい人物で占められていることに気づかされる。つまり、これはごく親しい人々による私的な管絃であったとよめるのであるが、そうなれば通憲と覚暉が秘曲《楊真操》の演奏に及んだというのも感得される。また、そういう場であったから、通憲が琵琶の所作に預かるということにもなったのではない。公けの管絃において、琵琶は殿上人の所作によることが常であったから、剃髪した通憲にそのような機会が与えられることは稀であったはずである。それがこうして琵琶を奉仕したについては、私的な場であったからだと推察する。通憲の琵琶演奏記事は管見の限り、この一例であるが、それは通憲の身分に起因するものであったかと思われる。

通憲の琵琶については、師弟関係と演奏記事をめぐって検討を加えたが、そも通憲が琵琶に取り組んだについてはどのような理由からであろうか。

まず考えられるのは家庭環境であるが、実父実兼は学者ではあったが、管絃者であったという記録は少ないようである。養父高階経敏にしても同じである。だから、彼らに大きな影響を受けたとはいいいくいが、音楽は必須教養の一つであったから、通憲も少年の頃から音楽には触れていたと思われる。

両父が音楽で高名な人ではなかったとはいえ、どのような家庭教育を受けていたのかは、両父の周辺を詳細に検討して必要がある。音楽のみならず、通憲の博学はいかに培われたかについてはその家庭環境を窺わなければならないであろう。今後の課題である。

次に、通憲を取り巻く状況から推察すると、鳥羽院、後白河院の影響が考えられる。鳥羽院へは長承二年（一一三三）の院政開始から出仕していたようであるが（通憲二十八歳）、鳥羽院は前掲四天王寺御幸の記録に見るように、自ら笛をよくした人物であり、藤原宗輔に勅撰楽譜「管絃譜」の撰進を命じるなど、楽を実践した。その近臣もまた楽に通じた人が少なくない。鳥羽院周辺の音楽の詳細については別に検討が必要であろうが、鳥羽院周辺で音楽が盛んであったことは既述のように推測され、通憲が音楽に取り組んだのはそういった環境が大きく影響しているように思われる。後白河院についてはあらためて論じるまでもないであろう。通憲が近侍した両院は日本の音楽史上類稀な音楽家だった。

ところで、通憲と親交のあった藤原頼長は、彼は笙を学んでいたが「宮廷奉仕の必要上習得したに過ぎない」と指摘されている。この点については検討してみなければわからないが、通憲の音楽に対する取り組みは、貴頭の一教養として学ぶという程度のもではなかったと推察する。秘曲《楊

真操』の演奏に及んだについては、そういった理由だけでは説明できないはずである。

通憲の場合、自ら秘曲《楊真操》を弾き、自宅での管絃でもこれを弾かせている（前掲）。また、『胡琴教録』にみる有安への言談は琵琶の奏法、故実を踏まえたもので、自説を展開しており、それが「宮廷奉仕の必要上習得した」だけのものではないことを解き明かし顔である。彼の音楽への取り組みは精力的であり、並々ならないものがあつたといえる。

通憲の手になる楽書、楽譜は残されていないが、有安への影響ということのみを考えても、彼が音楽史上に残した足跡は小さなものではなかつたと推察する。有安は二条院、九条兼実、鴨長明の琵琶の師であり、また兼実に買われて楽所預となつた⁽⁶³⁾。また、その言談は『胡琴教録』に記録され、後世に遺された。その有安がもつとも影響を受けたのが通憲だとすれば、通憲の存在は大きなものがあつたといえる。ここでは言及できなかったが、『教訓抄』『続教訓抄』『曼殊院所蔵佚名楽書』に通憲の言談が多く収録されている点は看過できない（前掲表参照）。いうまでもなく、『教訓抄』『続教訓抄』は狛近真、同朝葛の手になる楽書であり、「曼殊院所蔵佚名楽書」は青木千代子氏によって『體源鈔』との同文関係が指摘されており、楽人豊原氏に関する言談が多いのが特徴とされる⁽⁶⁴⁾。狛氏、豊原氏といった楽人の間に通憲の言談が伝承されてい

るのは、彼の音楽談が彼らにとって重要であつたからである。その意味でも通憲の音楽史上に残した足跡は小さくなつたと思われる。また、琵琶をはじめとする音楽の知識が、保元年間における通憲の政策に活かされているとしたら、それはまた音楽史のみならず、日本の歴史の、一翼をなす大きな原動力となつていたといつことができるのではないか。

本稿は通憲の琵琶に焦点をあてて考察を試みた。だが、箏、舞、今様…と多種多様な音楽を実践していたとされる通憲の、それは一側面に過ぎない。通憲の、音楽史上のみならず、歴史、文学上の位置についてはさらに検討を重ねていかなくてはならない。

付記

本稿は、平成十七年度説話文学学会四月例会における発表「楽書に見る藤原通憲（信西）」をもとに、通憲の琵琶について執筆したものである。発表の席上、ご教示くださった飯島一彦氏、発表後ご指導くださったステイーヴン・G・ネルソン氏、マイケル・ジャメンツ氏に感謝申し上げます。

また、本研究は平成十八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

注

- (1) 藤原通憲の政策については、竹内理三編『日本の歴史6 武士の登場』中央公論社（一九六五年七月、東京）三五六―三八二頁ほか。
- (2) 関口力「院近臣・信西入道」、後白河院 動乱期の天皇 財団法人古代学協会編、吉川弘文館（一九九三年三月、東京）。
- (3) 『平治物語』は、永積安明・島田勇雄校注『平治物語』（日本古典文学大系）、岩波書店（一九六一年七月、東京）一九〇頁より、『尊卑分脈』は、『新訂増補国史大系 尊卑分脈』第二編、黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館（一九八三年四月、東京）四八五頁より。
- (4) 岩佐美代子校注『校注文机談』笠間書院（一九八九年九月、東京）五三頁。
- (5) 注四の書、解題より。
- (6) 注四に同じ。
- (7) 諸橋轍次編『大漢和辞典』第八巻、大修館書店（一九五八年八月初版、一九八六年九月修訂版第七刷、東京）四七頁。
- (8) 注七の書、第一巻三八五頁。
- (9) 川崎三郎他訳注『訳注大日本史』第四巻・列伝二、訳注大日本史刊行会（一九六九年十月、東京）四三九頁。
- (10) 岩橋小弥太「少納言入道信西」、『国学院雑誌』第六十巻第六号、国学院大学（一九五九年六月、東京）。
- (11) 文人研究会編『藤原通憲資料集』（二松学舎大学二十一世紀COEプログラム中世部会事業推進資料、二松学舎大学COE事務局（二〇〇五年三月、東京）。
- (12) 注一一の書、三頁。
- (13) 注一一の書、一四一頁【覚書】参照。
- (14) たとえば、岸边成雄『古代シルクロードの音楽 正倉院・敦煌・高麗をたどって』講談社（一九八二年十二月、東京）、一七七頁。
- (15) 拙稿「藤原通憲と内宴」、『説話文学研究』第四十一号、説話文学会（二〇〇五年七月、東京）。
- (16) 説話文学会平成十七年度四月例会（於二松学舎大学、二〇〇五年四月二十三日）。
- (17) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成 一』、明治書院（一九八九年三月、東京）二六九―七二頁。
- (18) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成 二』、明治書院（一九九五年三月、東京）六六頁。
- (19) 『胡琴教録』の「師説」が中原有安のものであることは、五味文彦氏の「芸の伝承と家（楽書の展開）」、『書物の中世史』みすず書房（二〇〇三年十二月、京都）に指摘されている。
- (20) 注四の書、五三頁。
- (21) 注四の書、六〇頁。
- (22) 「藤原孝博 琵琶西流人物伝」、『日本音楽史研究』第二号、上野学園日本音楽資料室（一九九九年三月、東京）。
- (23) 琵琶の西流、桂流については音楽の辞典類にも解説されていないが、平安院政期から鎌倉時代にかけて琵琶にこの二流があったことは諸書に窺われる。たとえば、藤原師長撰の琵琶譜『三五要録』、箏譜『仁智要録』には「桂」「西」の注記が散見され、『順徳院宸記』建保六年八月七日条には、この二流の相承について記す記事が見られる。
- (24) 注一五の書所収「箏相承系図」他による。
- (25) 角田文衛監修・（財）古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』下巻、角川書店（一九九六年四月、東京）二七四―七頁、「六波羅第」項の解説による。

- (26) 五味文彦著『平清盛』(人物叢書)、吉川弘文館(一九九九年一月、東京)による。
- (27) 注一八の書、二六六頁。
- (28) 注一八の書、四三頁。
- (29) 注四の書、二八頁。
- (30) 「中原有安 九条兼実、鴨長明の琵琶の師」、『日本音楽史研究』第三号、上野学園日本音楽資料室(二〇〇一年六月、東京)。
- (31) 拙稿『胡琴教録』真名本について、日本漢文資料 楽書篇『雅楽資料集』論考篇、二松学舎大学二十一世紀COEプログラム、日本漢文学研究の世界的拠点の構築」、二松学舎大学二十一世紀COEプログラム中世日本漢文班編、二〇〇六年三月、東京、二二〇頁以下参照。
- (32) 山田孝雄解説『胡琴教録下』猪熊信男氏蔵本古典保存会複製、(一九四二年九月、東京)一七丁表裏。
- (33) 注一八の書、八七頁。
- (34) 永積安明・島田勇雄校注『古今著聞集』日本古典文学大系84、岩波書店(一九六六年三月)、一三三頁。
- (35) 河合正治校注『敵島』神道大系神社編四〇、神道大系編纂会編(一九七三年三月、東京)、三九九頁。
- (36) 注四の書、六一頁。
- (37) 信綱については、拙稿「源基綱・信綱」、『日本音楽史研究』第六号、上野学園日本音楽資料室(二〇〇五年三月、東京)参照。
- (38) 注一八の書、七〇頁。
- (39) 注一八の書、七一頁。
- (40) 拙稿『胡琴教録』の研究(平成十六年度二松学舎大学大学院修士論文、二〇〇五年一月提出)第二部、第二章「源信綱」。
- (41) このことは、相馬万里子氏も注三〇の論文中に述べておられる。
- (42) 磯水絵「蘇合四帖」考、『胡琴教録』上より、管絃曲《蘇合》について、二松学舎大学論集』第四十七号、二松学舎大学(二〇〇四年三月、東京)冒頭より。
- (43) 注一八の書、二六頁。
- (44) 注一八の書、三一頁。
- (45) 注一八の書、三七頁。
- (46) 注一八の書、六二頁。
- (47) 注一八の書、六七頁。
- (48) 「中原有安と大原尾張 琵琶桂流をめぐる情念」、『国語と国文学』第七十二巻四号、東京大学国語国文学会・至文堂(一九九五年四月、東京)。
- (49) 注一八の書、六四頁。
- (50) 上野学園大学日本音楽史研究所(旧称上野学園日本音楽資料室)所蔵の紙焼き写真による。
- (51) 注一八の書、六四頁。
- (52) 注一八の書、二六、七頁。
- (53) 注三二の書、二十三丁表裏。
- (54) 注一八の書、九三頁。
- (55) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成 三』、明治書院(一九九八年三月、東京)五三頁。
- (56) 増補史料大成刊行会編『増補史料大成23 台記一』、臨川書店(一九七五年十一月再版、京都)二二九、三〇頁。
- (57) 注三四の書、二二八、九頁。
- (58) 『続群書類従』第二十七輯下、釈家部、続群書類従完成会(一九二六年三月、東京)三三五頁。
- (59) 注四の書、一六四頁。

- (60) 注一八の書、六五頁。
- (61) 小川剛生「藤原宗輔年譜考」、注三一の書所収。
- (62) 橋本義彦著『藤原頼長』(人物叢書) 吉川弘文館(一九九四年三月新装版第二刷、東京) 五九頁。
- (63) 『玉葉』 建久五年(一一九四)二月二十七日条。
- (64) 「曼殊院所藏佚名楽書と體源鈔」、京都大学文学部国語国文学研究室『国語国文』 第五十二卷第九号、中央図書出版(一九八三年九月)。